

## 利益相反管理方針の概要について

愛媛銀行（以下「当行」といいます）は、当行または当行のグループ会社とお客様の間、ならびに当行または当行のグループ会社のお客様相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および利益相反管理方針（以下「利益相反管理方針」といいます）に従い、お客様の利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行いたします。当行は、法令等に従い、当行の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

### 1. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

「利益相反」とは、当行または当行のグループ会社とお客様の間、ならびに当行または当行のグループ会社のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反は、金融取引においては日常的に生じる可能性があるものですが、当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます）として、以下の①②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様に不利益が発生し、当行またはそのグループ会社が利益を得ている状況が存在すること。
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること。

当行では、お客様との取引が対象取引に該当するか否かについて、お客様からいただいた情報等に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署（利益相反管理統括者を設置）により、適切な特定を行います。

### 2. 利益相反の種類

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客様と当行	お客様と当行の他のお客様
利害対立型	お客様と当行またはグループ会社の利害が対立する取引	お客様と当行またはグループ会社の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当行またはグループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客様と当行またはグループ会社の他のお客様とが競合する取引
情報利用型	当行がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当行またはグループ会社が利益を得る取引	当行がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当行またはグループ会社の他のお客様が利益を得る取引

### 3. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当行に利益相反管理統括部署を設置し、グループ会社の情報を含めて集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、行内において周知・徹底いたします。

- (1) 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- (2) 対象取引および当該お客様との取引の一方または双方の条件または方法の変更
- (3) 対象取引または当該お客様との取引の一方の中止
- (4) お客様への利益相反の開示とお客様の同意
- (5) 情報共有者に対する監視

### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当行およびひめぎん総合リース株式会社、株式会社愛媛ジェーシービーです。

以上につきまして、ご不明な点がございましたら、  
当行の本支店窓口またはフリーダイヤル【Tel 0120-22-0576】までご連絡ください。